

第七次熊本県環境基本計画

▶ 第1編 計画の基本的事項

1 基本計画策定の趣旨

本県では、快適な環境の創造を図るため、全国に先駆け平成2年（1990年）10月に「熊本県環境基本条例」を制定しました。この条例に基づき、平成3年（1991年）11月に本県が行う環境施策の方向などを示す「熊本県環境基本指針（以下『基本指針』という。）」を策定しました。また、この基本指針に沿って平成8年（1996年）12月に「熊本県環境基本計画（以下『基本計画』という。）」を策定しました。

基本指針は対象期間を10年間、基本計画は対象期間を5年間としています。

これまで、第二次基本指針（平成13～22年度（2001～2010年度））に基づき、第二次基本計画（平成13～17年度（2001～2005年度））、第三次基本計画（平成18～22年度（2006～2010年度））を、第三次基本指針（平成23～令和2年度（2011～2020年度））に基づき、第四次基本計画（平成23～27年度（2011～2015年度））、第五次基本計画（平成28～令和2年度（2016～2020年度））を、第四次基本指針（令和3～12年度（2021～2030年度））。以下「現指針」という。）に基づき、第六次基本計画（令和3～7年度（2021～2025年度））。以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の計画期間が令和7年度（2025年度）までであることから、これまでの取組みの成果や課題、新たな動きなどを踏まえ、現指針に基づき、第七次基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 基本計画の性格・位置付け

（1）基本計画の性格

基本計画は、本県における環境の保全や創造に関する施策の方向性を定めるものです。

地球規模の環境危機が顕在化する中、「環境立県くまもと^{※1-1}」の実現に向けては、現指針に掲げる「取組みを推進するにあたっての考え方」を踏まえ、行政だけではなく、県民や事業者など全ての主体が基本指針に示すそれぞれの役割に沿って、主体的にかつ、連携しながら取り組む必要があります。

そのため、基本計画は、県内の市町村や県民、事業者、各種団体などがその地域の特性や課題に応じた環境の保全や創造のための取組みを実施する際に参考となる方向性を示すものです。

※1-1：循環及び共生を包含したゼロカーボンをベースとし、環境、経済及び社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク、気候変動等のリスクにも備えた持続可能な社会です。

【取組みを推進するにあたっての考え方】

「環境立県くまもと」の実現に向けた取組みについては、次の2つの考え方（視点）を基に推進します。

①SDGs^{*1-2}や地域循環共生圏^{*1-3}の考え方を踏まえた課題解決

持続可能な社会を構築していくためには、環境への負荷を最小限に抑えながら、同時に県民生活や地域経済も活性化させていくことが必要です。また、今後、頻発化や激甚化が懸念される大規模災害からの復旧・復興においても、環境と経済・社会の問題を一体的に解決しながら持続可能な地域を創造していくことが求められます。

そのため、課題解決に向けては、複数の課題を統合的に解決し、マルチベネフィット（一つの行動によって複数の側面における利益を生み出す。）を目指す「SDGs（持続可能な開発目標）」や、地域資源を活用し新たな成長を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、環境問題を経済及び社会の問題と統合的に捉えて、本県が持つ地域資源やポテンシャルを最大限に活用しながら、分野横断的に取り組むことが必要です。

②あらゆる主体におけるパラダイムシフト^{*1-4}（変革）

地球温暖化に伴う気候変動など様々な環境問題が顕在化している中、現在の取組みをそのまま継続するだけでは、「ゼロカーボン」の実現、更には「環境立県くまもと」の実現は困難であり、私たち一人一人が環境への取組みを新たに捉え直すパラダイムシフト＝変革していくことが必要です。

5つの目指すべき姿^{*1-5}の達成に向け、私たちの生活、社会システムの劇的な変革が求められます。

県民、事業者、各種団体、行政機関等、あらゆる主体が自分の生活・行動と環境との関係を自覚し、環境に負荷が少ない行動を選択し継続すること、また、それぞれの立場に応じた役割を発揮し、協働で取り組むことが必要です。

環境立県くまもとの実現に向けては、私たち一人一人が環境に負荷が少ない行動を選択（＝行動変容）していくことが不可欠であるため、「あらゆる主体が『これまでの考え方・行動や社会（＝パラダイム）』を『大きく転換・変革（＝シフト）』する」ことを「取組みを推進するための考え方」として掲げています。

※1-2：平成27年(2015年)、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12年（2030年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

※1-3：環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念で、各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方です。

※1-4：時代や社会において、常識的な考え方の枠組み（パラダイム）が、革命的、構造的に大きく転換（シフト）することです。

※1-5：現指針に5つの目指すべき姿として、「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で快適な生活環境」「様々なリスクに備えた社会」を掲げています。

(2) 基本計画の位置付け ※体系図は次ページのとおり。

本計画中の次の項目は、法律又は条例に定められた計画として位置付けます。

○地球温暖化対策の推進（第4編第1章第1節）

- 「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づく「地球温暖化対策推進計画」
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」

○県の事務・事業における温室効果ガス排出削減（地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画）の推進（第4編第1章第2節）

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」

○サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の実現（第4編第2章）

- 「循環型社会形成推進基本法」に定められた「その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を推進するための計画」

○気候変動の影響への適応策の推進（第4編第5章第1節）

- 「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」

○環境立県くまもと型未来教育(第4編第6章)

- 「環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律」に基づく「その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」

3 基本計画の対象地域・期間

本計画の対象地域は、熊本県全域です。

また、本計画の対象期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 基本計画の構成

本計画は、次の4つの編から構成されています。

第1編「計画の基本的事項」

基本計画策定の趣旨、性格・位置付け、対象地域・期間及び構成について記載しています。

第2編「環境を取り巻く状況」

「国内外の主な動き」及び「前計画の成果と今後の課題」について整理しています。

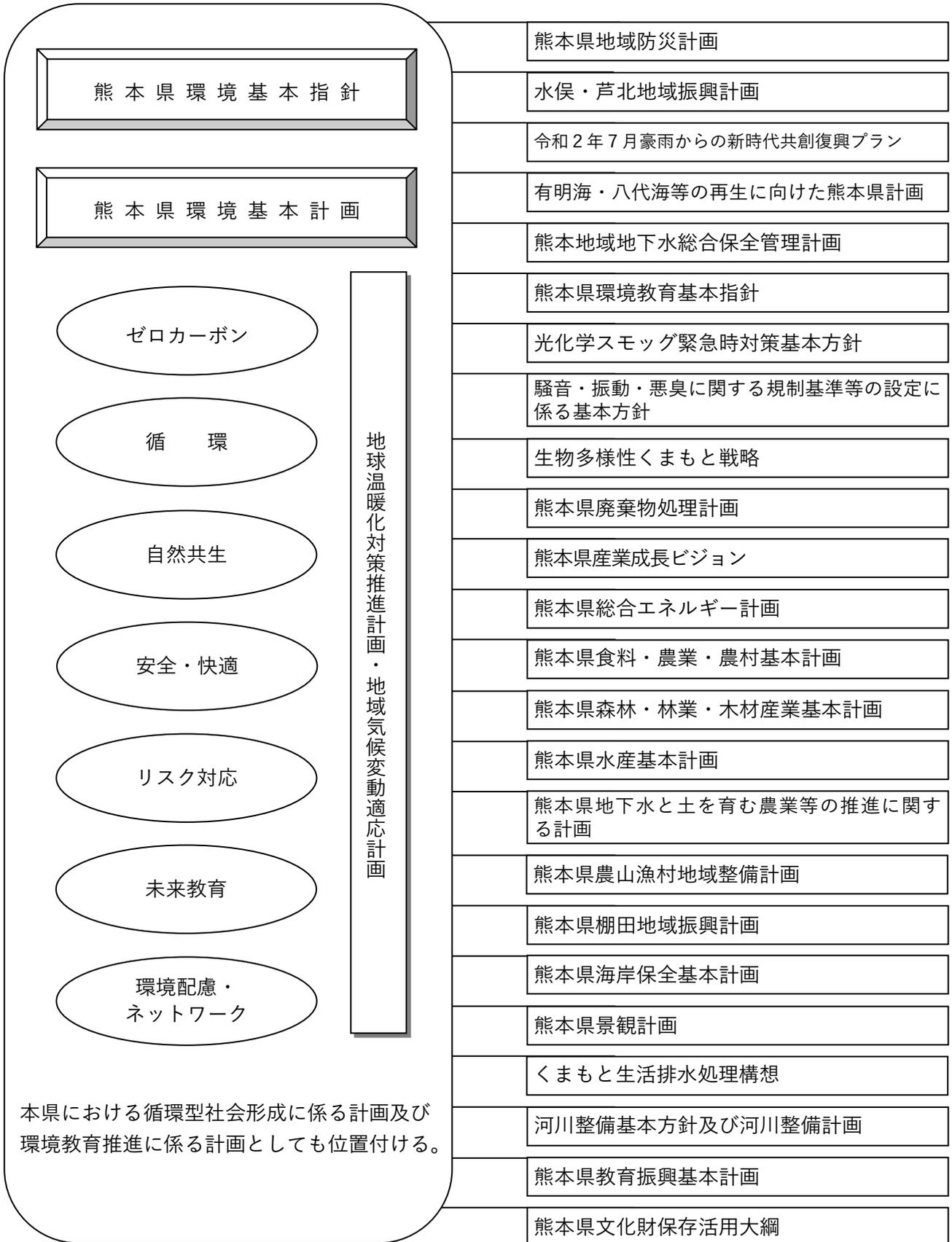
第3編「重点テーマ」

新たな展開が必要となる課題又は本県特有の課題のうち、特に計画期間内において県民・事業者及び行政が幅広く連携しながら重点的に取り組む必要があるものを重点テーマとしています。

第4編「分野別計画」

現指針に沿って、7つの環境施策の方向ごとに章を設け、具体的な施策項目ごとに現状・課題・施策の方向性や数値目標などを示しています。

【環境基本指針・計画に関連する主な個別計画】



(補足1) 第4編第1章本文中の年号について

第4編第1章本文中の年号については、西暦に統一します。主な和暦との対応は、表1-1に示しています。

表1-1 主な西暦と和暦の対応

西暦	和暦	西暦	和暦
2005年	平成17年	2018年	平成30年
2006年	平成18年	2019年	令和元年、平成31年
2007年	平成19年	2020年	令和2年
2008年	平成20年	2021年	令和3年
2009年	平成21年	2022年	令和4年
2010年	平成22年	2023年	令和5年
2011年	平成23年	2024年	令和6年
2012年	平成24年	2025年	令和7年
2013年	平成25年	2026年	令和8年
2014年	平成26年	2027年	令和9年
2015年	平成27年	2028年	令和10年
2016年	平成28年	2029年	令和11年
2017年	平成29年	2030年	令和12年

(補足2) 第4編本文及び資料編に掲載の数値目標の基準年度等について

本計画に掲載している数値目標のうち、本計画に関連する個別計画で設定された数値目標を用いている場合は、その個別計画の基準年度や目標年度、基準値や目標値を記載していません(記載イメージは、表1-2を参照してください)。

表1-2 本文中に掲載している数値目標のイメージ

指標	② 基準値 (基準年度)	③ 現状 (年度)	④ 目標値 (目標年度)	⑤ 指標の考え方
〇〇〇〇〇〇量	●●千トン (R2)	●●千トン (R4)	▲▲千トン (R9)	第〇次熊本県×××計画 (R2~9) <small>本計画より 計画期間が短い</small>
〇〇〇〇〇〇数	●●千トン ① (R6)	●●千トン (R6)	▲▲千トン (R12)	第〇次熊本県×××計画 (R8~12) <small>本計画と同じ 計画期間</small>

- ①：年度標記について、「平成」は「H」、「令和」は「R」と記載しています。なお、本文中も図表等では同様の記載をしている場合があります。
- ②：本県の他の計画の指標を引用している場合が多いため、「基準年度」は、本計画の指標間で異なる場合があります。
- ③：指標によっては数値の確定に年数を要するものがあるため、「現状」の「年度」が数年前の場合があります。
- ④：本県の他の計画の指標を引用している場合が多いため、「目標年度」が本計画の期間より前に設定されている場合があります。
- ⑤：本県の他の計画等、指標の引用元や目標値の算出方法を記載しています。

(補足3) 本文中に記載のある法令の通称一覧

表1-3 法令の通称一覧

通称	正式名称
建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
長期優良住宅法	長期優良住宅の普及の促進に関する法律
エコまち法	都市の低炭素化の促進に関する法律
省エネ法	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律
フロン排出抑制法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
プラ新法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
P R T R 法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律